



広島経済大学 キャリアアップ・プログラム通信(第 262 号)

2020 年 10 月 22 日 配信



◆広島経済大学 社会人対象講座キャリアアップ・プログラム◆

<http://www.hue.ac.jp/visitors/local/careerup/index.html>

◎事務局から◎

◇キャリアアップ・プログラム2020年度 3 学期 開講中止のお知らせ◇

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に鑑み、本学立町キャンパスで実施しています「キャリアアップ・プログラム(社会人対象講座)」の 3 学期(1 月・2 月・3 月)開講を中止いたします。

当プログラムを平素からご利用いただいている皆様、すでに申し込みをいただいている皆様方には大変申し訳ございません。

すでにお申し込みをいただいている方につきましては、担当者から個別に連絡を差し上げます。

なお、2021 年度のプログラムについては開催予定ですので、改めてご案内させていただきます。

◇キャリアアップ・プログラム講師のルレーコラム◇

「税の実務的常識」

広島経済大学 経営学科 准教授

「中級 法人税」講師

福田 正太郎

税務実務家として日々企業の租税実務に従事していると、「こういう取引をやれば税務署から否認されるリスクが高くなる、あるいは、税金上のメリットがないので止めた方がよい。」といったような「実務的常識」を耳にすることがありました。このような実務的常識は、裁判例や著名な学者等の学術的な意味合いの濃い見解を指すものであるというよりは、長年税理士等が体験してきた租税実務に基づいて語り継がれてきた、いわば経験則の集大成のようなものであると表現するのが適切であるのかもしれませんが、それが実務的常識とされている以上、当然無視することはできず、その実務的常識の考え方を踏まえたうえで、慎重に関与先に対して助言することになるのが通常です。

しかし、私はそのような実務的常識に対して純粋な法解釈論から見て本当に正しいのかと疑問を持つことが少なくありません。この疑問に対して真剣に向き合わないというのは、租税法専門家としてとるべき態度ではないと考えています。

ここで実務的常識の一例を挙げてみましょう。

「妻所有の建物で夫が商売をしているような場合で、夫が妻に家賃を支払っても夫の経費にはなりません

ん。代わりに妻所有の建物にかかる税金や償却費や借入利息や修繕費などは夫の経費となります。よって家賃の支払いはすべきではありません。」これが実務的常識です。確かに所得税法第 56 条で「居住者と生計を一にする配偶者等がその居住者の営む事業所得等を生ずべき事業から対価の支払を受ける場合には、その対価に相当する金額は、その居住者の当該事業に係る事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入しないものとし、かつ、その親族のその対価に係る各種所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額は、その居住者の当該事業に係る事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入する。」とされています。

しかしよく考えてみると、所得税法は夫婦間の家賃の支払を禁止しているのではなく、「必要経費に算入しない」と規定しているだけなので、家賃は世間相場で支払った方がよいという考えも生じてきます。なぜなら、夫婦間の建物の賃貸借は民法上合法ということだけではなく、消費税法上は、事業として妻が家賃を受け取っておれば課税対象取引となると解釈がなされているからです(消費税法基本通達 5-1-10)。

つまり住宅用以外の家賃ですから、消費税の課税対象です。支払った家賃には当然にも消費税が含まれています。よって支払った家賃の消費税は、夫の事業収入で受け取った消費税から差し引いて消費税を計算できるという解釈も可能です。妻が他に事業をしていなければ、消費税免税となる可能性がありますから、その効果は無視できません。しかしあくまで私の個人的見解なので実務的には関与税理士によくご相談されてからご判断されるのが妥当ということになります。

>>次号は、「人材マネジメントの基礎」講師：経営学科 准教授 宮辻 渉先生が担当されます。

◆今週の一冊◆

福田先生おすすめの書籍です。



『税法思考術』

木山泰嗣著, 大蔵財務協会

弁護士であり大学教授である筆者が、平成 27 年の最高裁判決から始まった判断基準の複雑化傾向、源泉徴収について近年生じている限界といった税法をめぐるピックを中心に、2020 年という世の中で起きている問題について、「思考の仕方」を提起する一冊です。「通勤電車や休日の午後に珈琲でも飲みながら」をコンセプトにエッセイ形式で書かれています。

2019年度の講座終了後のアンケートに寄せられた受講生の声の一部をお知らせします。

2021年度の受講をご検討の皆さまは、受講の参考にご覧ください。

<https://www.hue.ac.jp/visitors/local/voice2015.html>

《キャリアアップ・プログラム》

<http://www.hue.ac.jp/visitors/local/careerup/index.html>

※ご意見・ご感想はこちらまで career-up@hue.ac.jp

※配信解除はこちらから行ってください。

<https://y.bmd.jp/bm/p/f/tf.php?id=0828719345&task=cancel>

※広島経済大学 オフィシャルサイト <http://www.hue.ac.jp/>

発信元：広島経済大学 教育・学習支援センター キャリアアップ・プログラム事務局（082-871-9345）